

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 旅費規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）の役員、委員その他の者が、会務のために行動する場合に支給する旅費等の額及び支給条件等について定める。

(定義)

第2条 旅費とは、交通費（鉄道、航空、船、バス、タクシー等の運賃及び料金）、宿泊費、食費、及び行動費をいう。

(交通費)

第3条 交通費とは、出発地から目的地（会場等）までの鉄道距離にて算出される手当であり、その額は別表1に定める。

2 一等料金、グリーン料金、寝台料金及び、これらに準ずる特別料金は支給しない。

3 鉄道急行料金及び、同特別急行料金（新幹線を含む）は、次の各号の一つに該当する場合は支給することができる。

(1) 目的地までの片道が鉄道営業距離で概ね 75km 以上のとき。

(2) 緊急を要するとき。

(3) 該當時刻に急行等を利用以外の手段がないとき。

4 航空賃は、次の各号の一つに該当する場合は支給することができる。

(1) 旅行の片道が概ね 500km 以上のとき。

(2) 緊急を要するとき。

(3) 航空機の利用によって、本来宿泊すべき行動の宿泊費が不要であるとき。

(4) 航空機の利用によって、鉄道料金より安価となる場合。

(5) 他に手段がないとき。

5 タクシー料金は、次の各号の一つに該当し、領収書の添付があるときに限り、支給することができる。

(1) 鉄道、路線バス等の運行時間外あるいは、これらの利用が困難なとき。

(2) 緊急を要し、鉄道等に比べ時間が短縮できるとき。

(3) 会務に必要な多量の携行物品を所持しているとき。

(4) 複数人の利用などにより、経済性が認められるとき。

(宿泊費)

第4条 宿泊費は、有料宿泊施設に宿泊する場合、一泊につき 12,000 円（税、サービス料を含む）以内の実費とし、請求にあたっては領収書を添付しなければならない。

2 午前 7 時前に出発、午後 11 時過ぎに帰宅のどちらかまたは双方となる場合、会長の許可のもと宿泊することができる。

(行動費)

第5条 行動費は、会務に対して支給する日当であり、この基準は次の各号による。

- (1) 手当額は会務に要した時間が3時間未満のときは1,000円とし、3時間以上6時間未満は3,000円、それ以上の時間は4,000円とする。
- (2) 会務に要した時間とは、自宅または勤務先から出発し、会務終了後に自宅又は勤務先に帰着するまでの必要最短時間とする。
- (3) 自宅または勤務先で会務を行った場合は、各々の移動時間は含めないこととする。

(請求手続)

第6条 行動者は、所定の用紙に必要事項を記入し、旅費の種類別(第2条による)に記入し、その合計額を請求する。

- 2 行動者は原則として、行動終了後速やかに旅費を請求するものとする。
- 3 旅費が多額になる場合は、事前にその一部あるいは、乗車券等の現物の請求をすることができる。

(行動報告)

第7条 行動者は、行動終了後速やかに所定の報告書を提出しなければならない。ただし、会議等の場合は、その議事録をもってこれに代えることができる。

(旅費の制限)

第8条 行動終了後原則として1ヵ月以上連絡がなく、所定の旅費請求手続きがなされない場合は、旅費を支給しないことができる。

(その他)

第9条 この規定により処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

(規程の改廃等)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この規程は、平成30年4月1日に改正、施行する。

別表1 旅費規程 旅費支給額 (第3条関係)

区分	キロ数	通常	新幹線	区分	キロ数	普通	新幹線	航空機
1	2-25	500		9	401-500	8,000	13,000	
2	26-50	1,000		10	501-600	9,500	15,000	23,000
3	51-75	1,500		11	601-700	10,000	17,000	26,000
4	76-100	2,000	4,000	12	701-800	11,000	19,000	29,000
5	101-150	2,500	5,000	13	801-900	12,000	21,000	32,000
6	151-200	3,500	7,000	14	901-1000	13,000	23,000	35,000
7	201-300	5,000	9,000	15	1001-1200	14,000	25,000	38,000
8	301-400	6,500	11,000	16	1201-1500	15,000	28,000	42,000

(単位：円 片道料金)

※旅費は、移動キロ数毎に定める JR 普通運賃を基準とした定額を支給する

※鉄道・航空機を使用しない場合は JR 普通運賃額を準用する

※航空料金は、その額が新幹線の額を超えた場合に支給する。その場合、空港への移動に関する料金は別途算定できない。

※航空料金の購入額が、新幹線料金よりも安い場合は、新幹線料金を支給する

※旅費等は手当として支給するため領収書の提出は不要とする